

北部地区における透析診療に関する意見書

北部地域における透析治療の必要性は高まっているが、現在の状況ではシャントの手術や血管の狭窄治療が不足しており、透析患者に適切な治療が提供できていない。早急に透析導入病院の機能向上を図り、透析治療の利用可能性を向上させる必要がある。

また、急性期の透析患者は、中南部の救急病院で治療を受けているが、その後の転院先が北部地区に存在せず、透析患者の安全な受け入れと適切な治療の提供を確保するため、急性期透析患者の入院と転院に関する対策を講じなくてはならない。

更に、北部地域には夜間透析施設が存在せず、仕事を持つ透析患者の社会参加が難しい状況にあり、沖縄県立北部病院や北部地区医師会ちゅら海クリニックにおいて夜間透析を実施できるよう、早急な対策を求める。

北部地域の一部の患者は中部地区の透析施設に通院せざるを得ない状況にあり、現在閉院の危機にあるクリニックもあり、公立北部医療センターが開業するまでの期間において、空白を生まないよう透析ベッド数の確保が必要である。

北部地区における腎臓病患者の生活の質を向上させ、腎臓病患者の医療福祉向上と安心した生活を送るための実現に向けて、国頭村議会は危機的状況にある北部地域の透析診療への早急な支援を下記のとおり、強く要請する。

記

1. 透析導入病院の機能向上に早急に対応すること。
2. 急性期透析患者の入院と回復までの転院先を確保すること。
3. 夜間透析のできる施設を設置すること。
4. 透析難民を出さない為にも相応の透析ベッド数を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月22日

沖縄県国頭村議会

宛先 沖縄県知事